

地域区分の見直しの概要について

現在、市内に事業所を有する準市内業者の中には、市内で長期間の事業活動を行い、市内業者と同等又はそれ以上の雇用を行っている業者もいるが、一方で、市内に本店（建設工事は、建設業の主たる営業所）を有していても、市内業者としての事業活動の実態に疑義がある業者もいることから、競争入札参加資格における地域区分について、次のとおり見直します。

なお、これまで市内業者へ発注を行っていたものは、物品調達を除き、市内業者及び認定市内業者発注とします。

現在	見直し後	要件	
市内業者	市内業者	法人	市内に登録簿上の本店（建設工事は、建設業の主たる営業所）を有する者で、全従業員数に占める市内本店従業員数の割合が50%超又は市内本店従業員数が50人超である者
		個人	代表者の住民登録が長崎市内にある者
準市内業者	認定市内業者	法人	市内業者以外の者で、本市との契約締結に係る権限が委任されている支店又は営業所等を市内に有する者で、当該支店又は営業所等の従業員数が50人超である者（市内で5年以上事業継続している者に限る。）
	準市内業者	法人	・市内に本店（建設工事は、建設業の主たる営業所）を有する者で、全従業員数に占める市内本店の従業員数の割合が50%以下及び50人以下である者 ・市内業者及び認定市内業者以外の者で、本市との契約締結に係る権限が委任されている支店又は営業所等を市内に有する者で、当該支店又は営業所等に従業員がいる者
市外業者	市外業者	法人	市内業者、認定市内業者及び準市内業者以外の者
		個人	代表者の住民登録が長崎市外にある者

※従業員とは、地方税法第321条の13第2項に規定する従業員をいう。

【実施予定時期】平成31年（2019年）11月